

[文献名] 勤労援護の完きを望む 朝鮮勤労援護事業の現状

[収録雑誌] 大陸東洋経済

[作成年月日] 1945年4月15日

[原本所蔵機関] 東京大学経済学図書館など。

[復刻等] 2001年に龍溪書舎から復刻。

[注] 執筆者は不明であるが社論である。

勤労援護の完きを望む 朝鮮勤労援護事業の現状

戦局の深刻度が強まるに随って、労務需要は益々高まり、労務行政またいよいよ重大性を帯びてきた。ことに昭和14年以降朝鮮労務者の対内地送出しは、けだし莫大の数に上るが、四月一日より朝鮮にも国民勤労働員令が実施され、さらに多くの労務者動員が予想せられる。従ってこれら被動員者なみにその家族に対する扶助援護もまた火急の問題となっている。

労務者動員は、戦局の要請するところであるが、動員に障碍なからしめるためにも、また銃後の社会的観点からしても、これら送出労務者をして後顧の憂なからしめ、その家族遺族の生活を維持せしむることの緊要は改めて説くまでもない。昭和十八年九月朝鮮に国民徴用扶助規則が適用され、さらに遅まきながら内地に作って昨年九月朝鮮勤労働員援護会が設立された所以である。爾来多くの成果を挙げていることは何人も認める通りであるが、なお未だ幾多の問題が残されている事実もまた看過するわけにはゆかぬ。もっとも扶助援護を受くべき対象は莫大に上り、しかも種類は多岐で、自ら手落ち、不行き届き等々理由は多々あろうが、被徴用者の家族並みに遺族をしてその生計に支障を来させしめ、延びては闇行為、その他面白からざる手段に生を托すがごとき、また小作地の一部返還により労力不足を補わしめるが如きことがあるとすれば、等閑に付すべからざる問題だ。

もちろん、援護または扶助はただ単に物質上の生活援助でなしに、進んで生業を授け、あるいは職場を与えて自立の道を講ずるのが本筋であるけれども、しかもなお働きえないものに対しては、徹底的に援護の手を加うべきは言うまでもない。

そこでまず朝鮮における勤労援護措置の概略を述べる必要がある。

朝鮮における国民徴用扶助規則は二、三の条文上の相違を除いて、だいたい内地のそれに準拠しているが、同扶助規則により扶助を受けるのは、

(一) 徴用によりその家族が被徴用者と、世帯を異にするに至った場合、(二) 業務上の傷痕、疾病により徴用解除または死亡したる場合、(三) その外特別の事情により家族ならびに遺族の生活が困難なるとき、一定の家族ならびに遺族の範囲内で扶助(扶助の種類方法はすべて軍事扶助法に準ず)を為すことになっている。これによって見るに、国民徴用扶助規則は、国民徴用令による被徴用者または被徴用者たりし者の家族ならびに遺族に限つ

でのみ適用される。従って被徴用者以外の例えば官斡旋指導による被動員者、勤労報国隊員または以上の勤労者たりし者およびその家族ならびに遺族には適用されないわけである。しこうして、これら扶助規則適用から洩れた者の援護のために次の勤労援護事業が設けられた。

すなわち朝鮮勤労働員援護会は、被徴用者、勤労報国隊員及び官の指導斡旋による被動員者または以上の勤労者たりし者及びその家族ならびに遺族に対する各種援護事業を行う目的で昨年九月設立されたのである。これが運営に当たって上記勤労者の配置を受けた内外地工場事業場の事業主を通常会員とし、受け入れ勤労者一人当たり毎月三円の会費を拠出せしめている。ただし勤労報国隊員及び出動期間六ヶ月未満の被動員者については一人当たり毎月二〇銭の割合で会費を課すことになっている。その外、賛助会員を置く。

援護会はこれら会員の会費、補助金寄付金ならびに基本財産を資金として国民徴用令による被徴用者中扶助規則の扶助圏外者にして実質上同規則に準ずる者ならびに扶助規則その他の法令により扶助終了後なお扶助を要する者および勤労者にして被徴用者に準じて扶助援護を必要とする者に対し、援護（一般援護）を行い、また被徴用者にして扶助規則の適用を受ける者にして手続き上時日を要し、家族生活に困難を生ずる場合、これに対して応急援護の処置を講ずるとか、あるいは支度金を支給するとか、その他実情に応じて緊急なる援護を行うのである（特別援護）。なお出動期間六ヶ月以上の官斡旋による被動員者ならびに扶助圏内者に対する一般援護のため要したる費用は、全部または一部を当該事業主が負担することになっている。

この外援護会事業として、前記援護事業の対象に該当する者に補給金の支給を行う。その内容は新規徴用者、内地その他鮮外送出斡旋労務者にして現在の工場事業場における給料または賃金収入が、従前の収入に満たざる場合その差額（基本補給）および徴用により扶養家族と別居する場合に毎月十五円（特別補給）を支給するのである。しかも徴用当時扶養家族を有する場合は、前記補給金の外に扶養家族一人につき十円を加算した額を家庭に送金することになっている。

右の補給金は、事業主が立て替え払いをし、精算後費用の三分の一は事業主が負担し、残額は国庫補助金で清算払いを行う仕組みである。

なお内地に送出された被徴用者、その他被動員者に対する補給は、内地の援護機関本部よりの受託形式を以て実施する。ただし昭和十九年三月末以前の送出者に対しては、同年一月一日以降就業期間を延長された者の外補給を実施しない方針だ。

以上、国民徴用扶助規則ならびに援護会事業を要約すれば、前者は国民徴用令による被徴用者ならびにその家族にして生活に困難なるものに対し、扶助し、後者は前者の規則を適用せざる者あるいは適用しても特別の事情の者に対して援護補給を与えるのである。しかも扶助規則は、生活の困難なる者に範囲を限定しているが、補給事業なかんずく基本補給は生活の難否を問わず従前より多き収入のあった者に対しては、一様にその差額を支給される点扶助援護の趣旨と相違が見受けられる。

要するに被徴用者であろうが、被動員者であろうが、あるいは勤労報国隊員であっても、金額の多少に拘わらず一応全部扶助、援護を受けられる建前になっている。

しかれば、何が故に現実として未だ扶助援護を受けぬ被動員勤労者の家族ならびに遺族があるのかということになる。援護会は設立後間がなく、被援護者に未だ援護事業の趣旨が徹底していないこともあろう。仮に知っていても、手続き上の煩雑により扶助洩れになっている者もあろう。しかしここに問題となるのは、援護会会費ならびに補給金の納入不振である。援護会は単なる財団法人であって、その事業について法的な措置力を持っていない。従って援護会と会員事業家とは普通の社会通念によって結ばれているにすぎぬ。会費が勤労援護事業遂行にとって最大の財源であるからには、援護事業は会費の納付如何によって決せられる。同じことは補助金についてもいえる。

しかるに例えば、内地工場事業主よりの補給金送付は三月末現在で約二百万円で、予定総額の一〇%前後であると聞く。これは取りも直さず基本補給ならびに特別補給の補給に多大の支障を生ぜしめることは当然だ。援護会活動自体の不備、不十分にもよるであろうが、事業主の不熱心の程も窺われる。

次に挙げられる援護不徹底の原因は末端組織の不備である。分会、支所が援護事業に活発に乗り出したのはようやく去る一月前後のことで、その間扶助援護対象の調査でにんぜん今日に及んだ。被援護者調査は援護の前提であることというまでもないが、最もよく被動員者の家庭を知るのは各町会、愛国班だ。従ってこれらを動員し速やかに実践に移るべきだと思う。扶助援護を受ける者の生活には多くは弾力性がなく、急速対処による効果をねらわねばならぬ。その意味で煩雑な手続きはまた、援護事業から民衆を遠ざけしめるおそれなしとしない。あくまで隣保事業的たるべきであることを痛感する。

なお徴用にしろ、官斡旋指導による動員にしろ、同じく国家的榮譽を付与していいわけだ。しかるに後者に国民徴用扶助規則の扶助適用がないというのは、その間異質的なものがあるがごとき印象を抱かしめる。しかも既述の如く、援護会は後者の扶助援護も扶助規則に準拠して平行的に行っている。従って援護会の取扱上法規の有無は事務を混乱せしめ、手落ちを生ぜしめる原因ともなる。

扶助援護は官あるいは援護会にのみ頼るべきでない事はいうまでもない。が、世には隣保精神重視に急のあまり、援護会等関係機関の活動を阻害する傾向もないとは言えぬ。しかしそれは誤りであって、事業主の負担も含めて、援護事業の本筋は国家的でなければならぬことは当然である。扶助援護は労務動員と表裏をなすべきであるからだ。この意味において、援護の完きにつき、関係官民の熟慮を促したい。